



仕 訳 編

第 1 章

株式の発行、剰余金の配当と処分

株式会社を設立しよう！

まずは、株式を発行するところからスタートだ。

ここでは、株式の発行、

剰余金の配当と処分についてみていきましょう。



CASE

1

株式会社とは



お店と株式会社の
違いってなんだろう。



去年まで個人商店（ゴエモン商店）を営んでいたゴエモン君。お店も大きくなってきたので、今年から株式会社にしたいと考えています。
そこで、株式会社について調べてみることにしました。

ここ CASE 1 は試験に出題されることはありませんので、さらっと読んでおいてください。

通常、店主個人の貯金をお店の元手（資本金）として開業します。

1株5万円の株式を2,000人に買ってもらえば1億円という大金を集めることができますよね。

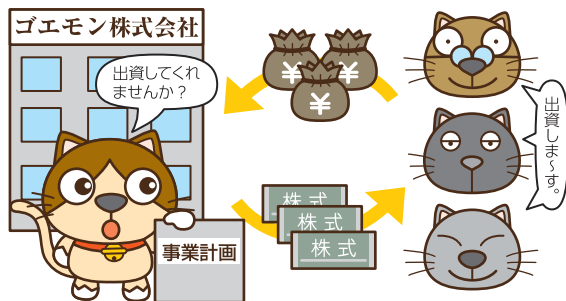
株式会社とは？

● お店（個人事業）と会社の違いに、規模の大きさがあります。

事業規模が小さいお店では、元手はそれほど必要ではありません。

ところが、事業規模が大きくなると、多くの元手が必要となります。そこで、必要な資金を集めるため、**株式**という証券を発行して多数の人から少しずつ出資してもらうのです。

このように、**株式**を発行することによって多額の資金を集めて営む企業形態を、**株式会社**といいます。



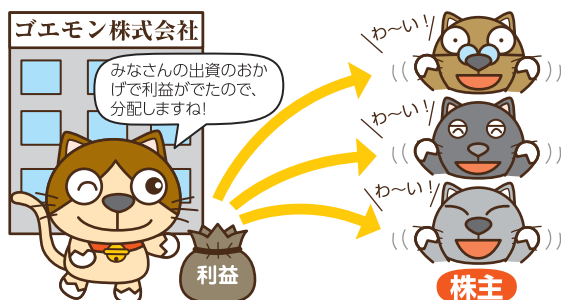
株主と取締役

株式会社では、出資してくれた人を**株主**と^{かぶぬし}いいます。株主からの出資があって会社になりたつので、株主は会社の所有者（オーナー）ともいわれます。したがって、株主は会社の方向性についても口を出せますし、究極的には会社を解散させることもできます。

しかし、株主は何万人というわけですから、株主が直接、日々の会社の経営を行うことはできません。

そこで、株主は出資した資金を経営のプロである**取締役**に任せ、日々の会社の経営は取締役が行います。

また、株主からの出資があって、会社が活動し、利益を得ることができるので、会社が得た利益は株主に**分配（配当）**といひます）されます。



これを所有（株主）と経営（取締役）の分離といひます。

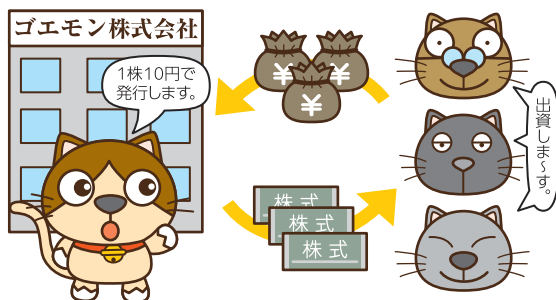
利益が多ければ多いほど、株主への分配も多いわけですから、出資者も、もうける力のある会社、魅力的な会社に出資するわけですね。

株主総会と取締役会

会社には何人かの取締役がいます。そして、取締役^{とりしまりやくかい}は**取締役会**という会議を行い、会社の経営方針を決めていきます。

なお、会社の基本的な経営方針や利益の使い道（株主への配当など）は、株主が集まる**株主総会**で決定されます。

お店では出資者＝店主（経営者）なので、お店のもうけを店主が使うことができましたが、株式会社では出資者（株主）≠経営者（取締役）なので、経営者が会社のもうけを勝手に使うことはできません。

CASE
2会社を設立して
株式を発行したときの仕訳

❓ 株式会社を設立することを決めたゴエモン君。会社の設立にあたって、まずは株式を発行する必要があります。そこで、1株@10円の株式を100株発行することになりました。

取 引

ゴエモン株は、会社の設立にあたって株式100株を1株あたり10円で発行し、全株式の払い込みを受け、払込金額は普通預金とした。



これまでの知識で仕訳をうめると…

(普通預金) 1,000 ()

● 普通預金とした → 資産☀️の増加↑
@ 10円 × 100株 = 1,000円

株式を発行したときの仕訳（原則）

会社の設立にあたって、株式を発行したときは、原則として払込金額の全額を資本金（純資産）として処理します。

原則処理の場合

CASE 2 の仕訳

(普通預金) 1,000 (資本金) 1,000

試験では、なにも指示がなかったら、原則処理してください。

資本金（純資産）の増加なので、貸方に記入します。

貸借対照表

貸借対照表	
資産	負債
	純資産

🐱 株式を発行したときの仕訳（容認）

払込金額のうち最低2分の1を資本金として処理することも「会社法」で認められています。なお、払込金額のうち、資本金としなかった部分は**資本準備金（純資産）**として処理します。

「会社法」は会社に関する決まりを定めた法律です。

CASE 2 を容認規定で処理した場合

- ・ 資本金：@10円×100株× $\frac{1}{2}$ = 500円
- ・ 資本準備金：1,000円 - 500円 = 500円

試験では、容認処理の場合「払込金額のうち『会社法』で認められている最低額を資本金とする」などの指示がつかます。

容認処理の場合

CASE 2 の仕訳

(普通預金)	1,000	(資本金)	500
		(資本準備金)	500

資本準備金は純資産の科目なので、貸方に記入します。

貸借対照表

資産	負債
	純資産

とても

重要

株式を発行したときの処理

- 原則…払込金額の全額を資本金で処理
- 容認…払込金額のうち最低2分の1を資本金とし、残額は資本準備金で処理

🔍 問題編 🔍

問題1

CASE
3

増資をしたときの仕訳

① 申込証拠金の受取時の仕訳



? 取締役会で新たに20株の株式を発行することが決まり、株主を募集したところ、全株式について申し込みがありました。申し込みと同時に払い込みを受けていますが、この払込金額はまだ資本金として処理できないようです。

取 引

増資のため、株式20株について1株あたり10円で株主を募集したところ、申込期日までに全株式が申し込まれ、払込金額の全額を申込証拠金として受け入れ、別段預金とした。

用語 増 資…資本金を増やすこと
 申込期日…株主の募集（申込）期間の最後の日

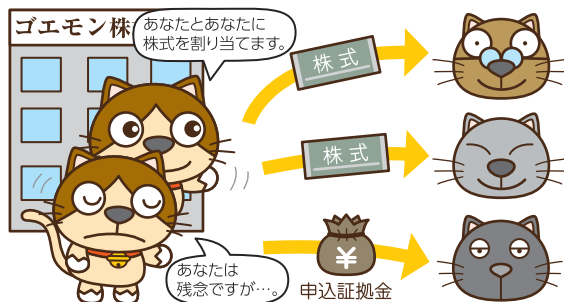
増資の流れ

会社の設立後に新株を発行して資本金を増やすことを増資^{ぞうし}といいます。

増資をするときには、まず一定期間（申込期間）を設けて株主を募集します。

そして、会社は申込者のなかからだれを株主とするかを決め、株主には株式を割り当てます。

20株の募集に対して、30株の申し込みがあったときは、10株分の申込者は株主になれません。



🐱 申込証拠金を受け取ったときの仕訳

会社は、申込期日までに株式の申込者から払込金額の全額を受け取りますが、株式を割り当てなかった申込者に対しては、その払込金額を返さなければなりません。

そこで、株式を割り当てる前に申込者から受け取った払込金額（もうしこみしょうごきん申込証拠金といいます）は、まだ資本金としないで、株式申込証拠金で処理しておきます。

() (株式申込証拠金) 200

@10円 × 20株 = 200円

また、申込者から申込証拠金として払い込まれた現金や預金は、会社の資産である当座預金などとは区別し、べつだんよきん別段預金（資産）として処理しておきます。

CASE 3 の仕訳

(別 段 預 金) 200 (株式申込証拠金) 200

あとで返すかもしれないお金なので、この時点ではまだ資本金や当座預金では処理できません。

CASE

4

増資をしたときの仕訳
②払込期日の仕訳

今回の増資では、申込者全員に株式を割り当てることにしました。そして、今日は募集した株式の払込期日。このときはどんな処理をするのでしょうか？

取 引

払込期日となり、申込証拠金 200 円を増資の払込金額に充当し、同時に別段預金を当座預金とした。なお、払込金額のうち、会社法で認められている最低額を資本金とすることとした。

払込期日になったときの仕訳

払込期日において、株式申込証拠金を資本金とするとともに、別段預金を当座預金に預け替えます。

なお、CASE 4 では、払込金額のうち会社法で認められている最低額を資本金とするため、100 円 ($200 \text{ 円} \times \frac{1}{2}$) を **資本金**、残額を **資本準備金** として処理します。

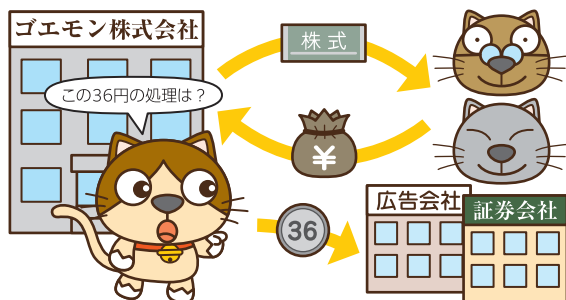
CASE 4 の仕訳

(株式申込証拠金)	200	(資 本 金)	100
		(資 本 準 備 金)	100
(当 座 預 金)	200	(別 段 預 金)	200

資産☀の増加↑

資産☀の減少↓

このテキストでは、資産を☀、負債を💧、収益を🌸、費用を🍃で表しています。

CASE
5株式の発行にかかる費用を
支出したときの仕訳

❓ ゴエモン(株)では、事業資金を集めるために、新たに株式100株を@10円で発行しました。このとき、株主募集の広告費や証券会社に対する発行手数料などの費用36円を支払いましたが、この費用はどのように処理するのでしょうか？

取引

ゴエモン(株)は増資にあたり、株式100株を1株あたり10円で発行し、全株式について払い込みを受け、当座預金とした。なお、株式発行のための費用36円は現金で支払った。

これまでの知識で仕訳をうめると…

原則 → 全額資本金

① @ 10 円 × 100 株 = 1,000 円

(当 座 預 金)	1,000	(資 本 金)	1,000
()		(現 金)	36



🐱 株式交付費を支出したときの仕訳

株式を発行するときには、株主募集の広告費や証券会社への手数料などの費用がかかります。

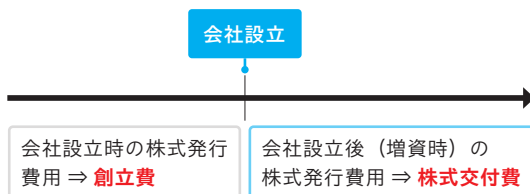
このような株式の発行（増資時）にかかった費用は

株式交付費（原則：費用）として処理します。

CASE 5 の仕訳

(当 座 預 金)	1,000	(資 本 金)	1,000
(株 式 交 付 費)	36	(現 金)	36

なお、会社設立時の株式の発行にかかった費用は、
会社設立にかかったほかの費用とともに^{そうりつひ}創立費（原則：費用）として処理します。



開業費の処理

「会社は設立したけど、まだ営業を開始していない」という段階で生じる、建物の賃借料（支払家賃）などが開業費です。

会社の設立後、営業を開始するまでに要した費用を^{かいぎょうひ}開業費といいます。

開業費は、支出したときに開業費（原則：費用）として処理します。

CASE

6

当期純利益を計上したときの仕訳



❓ 株式会社を設立して1年、おかげさまで当期は利益1,000円を計上することができました。この利益、最終的にはどの勘定に振り替えるのでしょうか。

取引

×2年3月31日 ゴエモン株は第1期の決算において当期純利益1,000円を計上した。

当期純利益を計上したときの処理

当期純利益は純資産（元手）の増加として、損益勘定から繰越利益剰余金（純資産）という利益（剰余金ともいいます）を集計しておくための勘定の貸方に振り替えます。

配当や処分（CASE 7で学習）が決まるまで、利益はいったん繰越利益剰余金に集計されます。

このテキストでは右側（貸方）を——、左側（借方）を●——で表しています。

CASE 6 の仕訳

(損 益) 1,000 (繰越利益剰余金) 1,000

当期純利益 → 元手 (純資産)
を増やす → 繰越利益剰余金
(純資産) の貸方に振り替える

貸借対照表

資 産	負 債
	純資産

繰越利益剰余金

当期純利益
1,000円

損 益

費 用

当期純利益
1,000円

収 益

猫 当期純損失を計上したときの処理

一方、当期純損失を計上したときは、純資産（元手）の減少として、損益勘定から繰越利益剰余金勘定の借方に振り替えます。

したがって、仮にゴエモン(株)が当期純損失500円を計上したとするならば、次のような仕訳になります。

(繰越利益剰余金) 500 (損 益) 500

当期純損失 → 元手 (純資産) を減らす
→ 繰越利益剰余金 (純資産) の借方に
振り替える

繰越利益剰余金

当期純損失
500円

損 益

費 用

収 益

当期純損失
500円

問題編

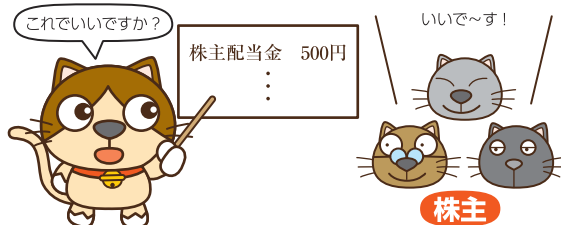
問題4

CASE

7

剰余金を配当、処分したときの仕訳

第1期 ゴエモン(株) 株主総会



株式会社では、利益は出資してくれた株主のものだから、その使い道は株主の承認が必要とのこと。そこで、ゴエモン(株)も株主総会を開いて、利益の使い道について株主から承認を得ました。

取引

×2年6月20日 ゴエモン(株)の第1期株主総会において、繰越利益剰余金1,000円を次のように配当、処分することが承認された。

株主配当金 500円 利益準備金 50円 別途積立金 200円

用語 株主総会…株主が会社の基本的な経営方針や利益の使い道（配当、処分）などを決定する場

剰余金の配当と処分とは

株式会社では、会社の利益（剰余金）は出資者である株主のものであります。ですから、会社の利益は株主に配当として分配する必要があります。

しかし、すべての利益を配当として分配してしまうと、会社に利益が残らず、会社が成長することができません。そこで、利益のうち一部を社内に残しておくことができます。また、会社法の規定により、積み立てが強制されるものもあります。

このように利益の使い道を決めることを**剰余金の配当と処分**といいます。

剰余金の配当や処分は経営者が勝手に決めることはできず、株主総会の承認が必要です。



剰余金の配当と処分の項目には何がある？

剰余金の配当とは、株主に対する配当をいい、剰余金の処分とは、配当以外の利益の使い道をいいます。

なお、剰余金の処分項目には、会社法で積み立てが強制されている利益準備金（純資産）や会社が将来の活動のために独自に積み立てておく任意積立金（純資産）があります。

剰余金の配当	株主配当金	株主に対する利益の分配
剰余金の処分	利益準備金（純資産）	会社法で積み立てが強制されている準備金
	任意積立金（純資産）	会社が将来の活動のために独自に積み立てる積立金 新築積立金（建物を新築するときのための積立金）、 別途積立金（特定の使用目的のない積立金）など



剰余金の配当と処分の仕訳

株主総会で剰余金の配当や処分が決まったときには、繰越利益剰余金からそれぞれの勘定科目に振り替えます。ただし、株主配当金は株主総会の場合では金額が決定だけで、支払いは後日となるので、未払配当金（負債）で処理します。

以上より、CASE 7 の仕訳は次のようになります。

貸方合計

CASE 7 の仕訳

繰越利益剰余金	750	未払配当金	500
		（利益準備金）	50
		（別途積立金）	200

貸借対照表

資 産	負 債	未払配当金	+
	純資産	利益準備金	+
		任意積立金（別途積立金）	+
		繰越利益剰余金	-

配当・処分前

繰越利益剰余金

1,000円

配当・処分後

繰越利益剰余金

未払配当金 500円	1,000円
利益準備金 50円	
別途積立金 200円	
繰り越される金額 250円	

未払配当金

500円

利益準備金

50円

別途積立金

200円

🐱 配当金を支払ったときの仕訳

株主総会后、株主に配当金を支払ったときは、未払配当金（負債）が減るとともに、現金や当座預金（資産）が減ります。

（未払配当金） 500 （現金 など） 500

負債💰の減少↓

参考

繰越利益剰余金が借方残高（マイナス）のとき

繰越利益剰余金が借方残高（マイナス）のときは、株主総会において利益準備金や任意積立金などを取り崩して、補てんすることができます。

例

×2年6月20日 株主総会において、繰越利益剰余金の借方残高（マイナス）500円を別途積立金200円を取り崩して補てんすることが決定した。なお、残額は次期に繰り越すこととした。

（別途積立金） 200 （繰越利益剰余金） 200

⬆️ 別途積立金（純資産）の減少↓ ⬆️ 繰越利益剰余金（純資産）の増加↑

🔑 問題編 🔑

問題5

CASE

8

利益準備金の積立額の計算



利益準備金を
積み立ててね。



先の **CASE 7** で、「利益準備金は会社法によって積み立てが強制されている」と学習しましたが、会社法ではいくら積み立てるように規定されているのでしょうか？

取 引

×3年6月21日 ゴエモン(株)の第2期株主総会において、繰越利益剰余金2,000円を次のように配当、処分することが承認された。

株主配当金 1,000円 利益準備金 ?円 別途積立金 200円

なお、ゴエモン(株)の資本金は4,000円、資本準備金は250円、利益準備金は50円であった。



これまでの知識で仕訳をうめると…

(繰越利益剰余金)	(未 払 配 当 金)	1,000
	(利 益 準 備 金)	
	(別 途 積 立 金)	200

会社から現金などがでていくことを社外流出といいます。利益準備金や任意積立金の積み立ては、会社から現金などがでていかなないので、社内留保といいます。



会社法で規定する利益準備金の積立額はいくら？

会社の利益（剰余金）は株主のものですが、配当を多くしすぎると現金などが会社から多くでていってしまい、会社の財務基盤が弱くなってしまいます。

そこで、会社法では「(繰越利益剰余金を配当する場合、) 資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の**4分の1**に達するまで、配当金の**10分の1**を利益準備金として積み立てなければならない」という規定を設

資本準備金とは、株主からの出資額のうち、資本金以外の金額（株式払込剰余金など）をいいます。

けて、利益準備金を強制的に積み立てるようにしています。

なお、この規定をもっと簡単な式で表すと、次のようになります。

利益準備金積立額：

$$\textcircled{1} \text{ 資本金} \times \frac{1}{4} - (\text{資本準備金} + \text{利益準備金})$$

$$\textcircled{2} \text{ 株主配当金} \times \frac{1}{10}$$

いずれか小さい
ほうの金額



CASE 8 の利益準備金積立額

$$\textcircled{1} \text{ 4,000円} \times \frac{1}{4} - (\text{250円} + \text{50円}) = \text{700円}$$

資本金
資本準備金 利益準備金

$$\textcircled{2} \text{ 1,000円} \times \frac{1}{10} = \text{100円}$$

株主配当金

いずれか小さい
ほうの金額

CASE 8 の仕訳

(繰越利益剰余金)	1,300	(未払配当金)	1,000
		(利益準備金)	100
		(別途積立金)	200
貸方合計			

問題編

問題 6

その他資本剰余金については **CASE 9** で学習します。

準備金の積立額自体は、利益準備金の場合（配当財源が繰越利益剰余金の場合）も、資本準備金の場合（配当財源がその他資本剰余金の場合）も同じです。なにを積み立てるのか（利益準備金か資本準備金か）が違います。

参考

配当財源がその他資本剰余金の場合

配当財源が繰越利益剰余金の場合には、利益準備金を積み立てますが、配当財源がその他資本剰余金の場合には、資本準備金を積み立てます。

この場合の資本準備金積立額は、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の **4分の1** に達するまで、配当金の **10分の1** です。

例

ゴエモン株の株主総会において、その他資本剰余金を財源とした剰余金の配当等が次のように決定した。
株主配当金 1,000円、資本準備金?円（各自計算）
なお、資本金、資本準備金、利益準備金の残高は、それぞれ4,000円、250円、50円であった。

（その他資本剰余金）	1,100	（未払配当金）	1,000
		（資本準備金）	100

資本準備金積立額

$$\textcircled{1} \frac{\text{4,000円}}{\text{資本金}} \times \frac{1}{4} - (\frac{\text{250円}}{\text{資本準備金}} + \frac{\text{50円}}{\text{利益準備金}}) = 700\text{円}$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{1,000円}}{\text{株主配当金}} \times \frac{1}{10} = 100\text{円}$$

$$\textcircled{3} \textcircled{1} > \textcircled{2} \text{より} \textcircled{2} 100\text{円}$$

CASE

9

純資産のまとめ

資本金

利益準備金

資本準備金

別途積立金

いっぱいあって
混乱するニャ。



資本金や資本準備金、利益準備金など、いろいろな純資産の科目がでてきたので、少し混乱してきたゴエモン君。そこで、純資産の科目について、まとめてみることにしました。



純資産の分類

純資産は、資産と負債の差で、株主資本（純資産のうち株主に帰属する部分）と評価・換算差額等（資産や負債を時価評価したさいに生じる評価差額等）に区分されます。

また、株主資本は株主からの出資である元手（**資本金**と**資本剰余金**）と会社のもうけ（**利益剰余金**）で構成されています。

なお、資本剰余金と利益剰余金はさらに次のように区分されます。

評価・換算差額等には、**其他有価証券評価差額金**（CASE 84で学習）があります。

まずは、これらの科目が純資産の科目であることをおさえましょう。

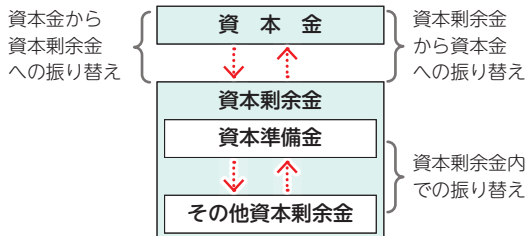
純資産	株主資本	資本金 株式会社が最低限維持しなければならない金額		元手
		資本剰余金 株主からの払込金額のうち 資本金以外のもの	資本準備金 資本金を増加させる取引のうち、 資本金としなかった金額 (株式払込剰余金など)	
			その他資本剰余金 資本剰余金のうち 資本準備金以外のもの	
		利益剰余金 会社の利益から生じたもの	利益準備金 会社法で積み立てが 強制されているもの	
			任意積立金 会社が独自に積み立てたもの (新築積立金、別途積立金など)	
			繰越利益剰余金 配当、処分が決定していない利益 (剰余金)	
	評価・換算 差額等	その他有価証券評価差額金 その他有価証券を時価評価した さいに生じた評価差額	もうけ	

参考

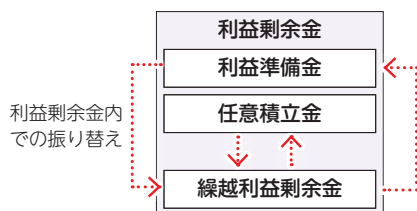
株主資本の計数変動

資本準備金を資本金に振り替えるなど、純資産項目（株主資本）内の金額の変動を株主資本の計数変動といいます。
株主資本の計数変動には、次のものがあります。

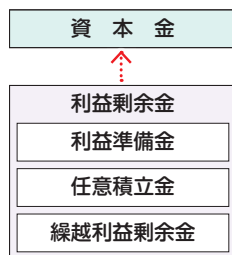
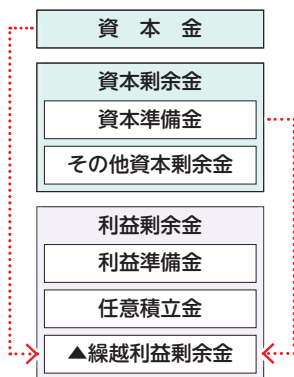
① 資本取引に関する項目内での振り替え



② 損益取引に関する項目内での振り替え



③ 利益剰余金から資本金への振り替え

④ 資本金や資本剰余金から繰越利益剰余金への振り替え
(欠損^{けっそん}をてん補する場合のみ)

欠損とは繰越利益剰余金がマイナスの状態をいいます。

株式の発行のまとめ《一連の流れ》

CASE 2,5

設立時

- ・原則：払込金額の**全額を資本金**として処理

(普通預金)	1,000	(資本金)	1,000
--------	-------	-------	-------
- ・容認：払込金額のうち、**最低2分の1を資本金**とし、残額は**資本準備金**として処理

(普通預金)	1,000	(資本金)	500
		(資本準備金)	500
- ・会社設立時の株式の発行にかかった費用は**創立費**として処理

CASE 3

増資時(申込証拠金の受取時)

- ・払込金額を**別段預金**（借方）、**株式申込証拠金**（貸方）として処理

(別段預金)	200	(株式申込証拠金)	200
--------	-----	-----------	-----

CASE 4,5

増資時
(払込期日)

- ・株式申込証拠金を**資本金**（原則）、または**資本金**と**資本準備金**（容認）に振り替える
- ・別段預金を当座預金に振り替える

(株式申込証拠金)	200	(資本金)	100
		(資本準備金)	100
(当座預金)	200	(別段預金)	200
- ・増資時の株式の発行にかかった費用は**株式交付費**として処理

剰余金の配当と処分のまとめ《一連の流れ》

CASE 6

決算時

・ 損益勘定から**繰越利益剰余金勘定**に振り替える

(損 益) 1,000 (繰越利益剰余金) 1,000

CASE 7,8

剰余金の配当、
処分時

・ 繰越利益剰余金勘定から各勘定へ振り替える

(繰越利益剰余金)	750	(未払配当金)	500
		(利益準備金)	50
		(別途積立金)	200

・ 利益準備金積立額

- ① 資本金 $\times \frac{1}{4}$ - (資本準備金 + 利益準備金)
- ② 株主配当金 $\times \frac{1}{10}$
- いずれか小さいほうの金額



この章で新たにできた勘定科目

資 産	負 債	費 用	収 益	そ の 他
別 段 預 金	未 払 配 当 金	創 立 費	—	—
	純 資 産	株 式 交 付 費		
		開 業 費		
	資 本 金			
	株 式 申 込 証 拠 金			
	資 本 準 備 金			
	利 益 準 備 金			
	新 築 積 立 金			
	別 途 積 立 金			
	繰 越 利 益 剰 余 金			



仕 訳 編

第 2 章

合併と無形固定資産

会社を合併したり、特許権を取得したときはどんな処理をするんだろう？

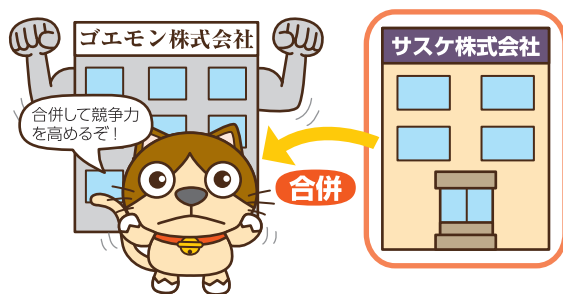
ここでは、会社の合併、無形固定資産の処理について
みていきましょう。



CASE

10

合併したときの仕訳



🐱 ゴエモン(株)は、市場での競争力を高めるため、これまでパートナーとして付き合ってきたサスケ(株)を吸収合併することになりました。

取 引

ゴエモン(株)はサスケ(株)を吸収合併し、サスケ(株)の株主に対して新株を10株（発行時の時価は@80円）で発行し、全額を資本金として処理した。なお、合併直前のサスケ(株)の資産・負債の公正な価値（時価）は諸資産2,000円、諸負債1,400円であった。

用語 合 併…2つ以上の会社が合体して1つの会社になること

このテキストでは吸収合併についてみていきます。

🐱 合併ってなんだろう

商品の市場占有率を高めたり、会社の競争力を強化するため、複数の会社が合体して1つの会社になることがあります。これを合併がっぺいといいます。

合併の形態には、ある会社がほかの会社を吸収する形態（吸収合併きゅうしゅうがっぺいといいます）と、複数の会社がすべて解散して新しい会社を設立する形態（新設合併しんせつがっぺいといいます）があります。

800円を払ってでも、600円の会社が欲しいわけです。この差額の200円はサスケ(株)の経営ノウハウが素晴らしいとか、ブランド力があるなど、目に見えない価値なんです。

ここで、仕訳を見ると借方が2,000円、貸方が2,200円(1,400円 + 800円)なので、貸借差額が生じています。

この差額200円は、純資産600円(2,000円 - 1,400円)の価値のサスケ(株)を800円で取得したため生じた差額で、**のれん(資産)**として処理します。

CASE 10 の仕訳

(諸 資 産)	2,000	(諸 負 債)	1,400
(の れ ん)	200	(資 本 金)	800

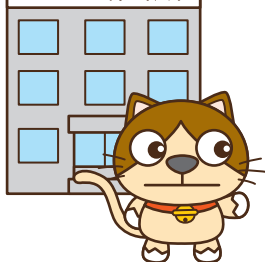
貸借差額

CASE

11

無形固定資産を
取得したときの仕訳

ゴエモン株式会社



特許権

800



ゴエモン(株)では、特許権を取得しました。

特許権は建物などと異なり、形のないものですが、このような形のないものを取得したときはどのような処理をするのでしょうか？

取 引

特許権を800円で取得し、代金は現金で支払った。

用語 特許権…新規の発明を独占的に利用できる権利



無形固定資産を取得したときの仕訳

特許権や商標権など、モノとしての形はないが長期的にわたってプラスの効果をもたらす資産を無形固定資産といいます。

無形固定資産

特許権	新規の発明を独占的に利用できる権利
商標権	文字や記号などの商標を独占的に利用できる権利
のれん	合併や買収で取得したブランド力やノウハウなど、ほかの会社に対して優位になるもの

無形固定資産を取得したときは取得にかかった支出額を無形固定資産の名称（特許権など）で処理します。

CASE 11 の仕訳

(特 許 権) 800 (現 金) 800

CASE 10 で学習したのれんも無形固定資産です。

貸借対照表

資 産	負 債
	純資産

そのほか、第9章で学習するソフトウェアも無形固定資産です。

商標権を取得したなら「商標権」で処理します。

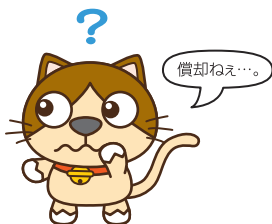
CASE

12

無形固定資産の決算時の仕訳



特許権



今日は決算日。

ゴエモン(株)は、当期首に特許権 800 円を取得しています。

この特許権（無形固定資産）は、決算において「償却」する必要があるのですが、建物や備品の減価償却と同じ処理なのでしょうか？

取引

決算につき、当期首に取得した特許権 800 円を 8 年で償却する。

用語 償 却 … 無形固定資産の価値の減少分を費用として計上すること

決算
整理

無形固定資産の場合は単に「償却」といいます。

無形固定資産の償却

決算時に建物などの有形固定資産を減価償却したように、無形固定資産も時間の経過にともなって価値が減るので、償却する必要があります。

無形固定資産の償却は、**残存価額をゼロ**とした**定額法**で、記帳方法は**直接法**（無形固定資産の帳簿価額を直接減らす方法）によって行います。



無形固定資産の償却と減価償却の違い

	無形固定資産の償却	減価償却
残存価額	ゼロ	残存価額あり
償却方法	定額法	定額法以外もあり
記帳方法	直接法	直接法または間接法

CASE 12 では、特許権 800 円を 8 年で償却するので、当期の償却額は 100 円（800 円 ÷ 8 年）となります。

なお、無形固定資産の償却額は、**特許権償却（費用）**のように「〇〇償却」で処理します。

CASE 12 の仕訳

（特 許 権 償 却） 100 **（特 許 権）** 100

費用  の発生 ↑

● 直接法で記帳

→ 特許権  の減少 ↓

のれんの償却

のれんも無形固定資産なので、決算において、償却します。なお、のれんは取得後 **20 年以内** に定額法により償却します。

したがって、たとえば当期首に取得したのれん 200 円を、償却期間 20 年で償却する場合の仕訳は次のようになります。

（の れ ん 償 却） 10 **（の れ ん）** 10

費用  の発生 ↑

↑
200 円 ÷ 20 年 = 10 円

 問題編 

問題 8

合併のまとめ 《一連の流れ》

CASE 10

合併時

- ・資産、負債を**時価**で受け入れ、発行した株式の時価を資本金などで処理。貸借差額はのれん（資産）として処理

(諸 資 産)	2,000	(諸 負 債)	1,400
(の れ ん)	200	(資 本 金)	800

CASE 12

決算時

- ・のれんは残存価額をゼロとして**20年以内**に定額法により償却

(の れ ん 償 却)	10	(の れ ん)	10
-------------	----	---------	----

無形固定資産のまとめ 《一連の流れ》

CASE 11

取得時

(特 許 権)	800	(現 金 な ど)	800
---------	-----	-----------	-----

CASE 12

決算時

- ・残存価額をゼロとした定額法により償却

(特 許 権 償 却)	100	(特 許 権)	100
-------------	-----	---------	-----



この章で新たにできた勘定科目

資 産		負 債	費 用	収 益	そ の 他
の 特 許 権	れ ん 償 却	—	の れ ん 償 却 特 許 権 償 却	—	—
		純 資 産			
		—			

仕 訳 編

第 3 章

法人税等と消費税

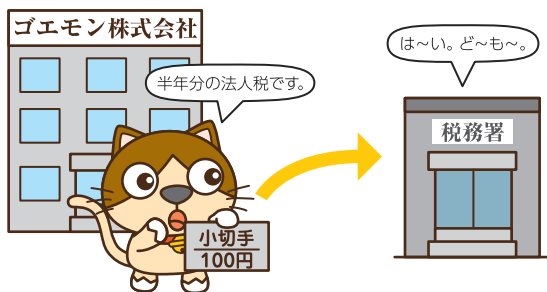
個人が所得税や住民税を納めるように、
会社だって法人税や住民税、
それに事業税も納めなければならないし、
モノを買ったり売ったりしたら消費税も発生する…。

ここでは、法人税等と消費税の処理についてみていきましょう。



CASE

13

法人税等を中間申告、
納付したときの仕訳

❓ 株式会社（法人）は、そのもうけに応じて法人税を納付しなければなりません。また、ゴエモン㈱のように会計期間が1年の会社では、期中において中間納付が必要とのこと。そこで、今日、法人税を中間納付しました。

取引

ゴエモン㈱（決算年1回、3月31日）は、法人税の中間納付を行い、税額100円を小切手を振り出して納付した。

用語 法人税…株式会社などの法人のもうけにかかる税金
 中間納付…決算日が年1回の会社において、会計期間の途中で半年分の法人税等を仮払いすること



これまでの知識で仕訳をうめると…

() (当座預金) 100

● 小切手👉を振り出した↓

🐱 法人税・住民税・事業税の処理

株式会社などの法人には、利益に対して法人税が課されます。また、法人が支払うべき住民税や事業税も法人税と同じように課されます。

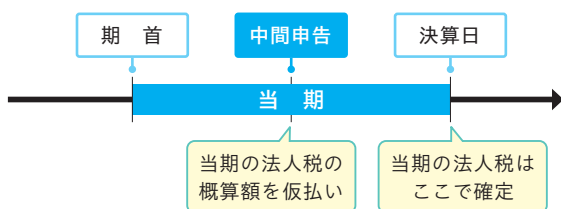
そこで、法人税・住民税・事業税は法人税、住民税及び事業税として処理します。

「法人税等」で処理することもあります。

🐱 法人税等を中間申告、納付したときの仕訳

法人税は会社（法人）の利益に対して何%という形で課されるため、その金額は決算にならないと確定できません。

しかし、年1回の決算の会社では、会計期間の途中で半年分の概算額を申告（**中間申告**といいます）し、納付しなければならないことになっています。



なお、法人税等の中間申告・納付額はあくまでも概算額である（確定したものではない）ため、**仮払法人税等（資産）**として処理します。

CASE 13 の仕訳

（仮払法人税等） 100 （当座預金） 100

資産 🌞 の増加 ↑

「仮払～」は資産です。
貸借対照表

資産	負債
	純資産

CASE

14

法人税等が確定したとき
(決算時)の仕訳

210円のうち100円は納めた…。
差額110円はあとで払わなきゃね…。



ゴEMON(猫)では、決算によって、当期の法人税等が210円と確定しました。
しかし、当期中に中間納付した法人税等が100円あります。
この場合、どのような処理をするのでしょうか？

取引

決算の結果、法人税、住民税及び事業税が210円と計算された。なお、この金額から中間納付額100円を差し引いた金額を未払分として計上した。



法人税等が確定したとき（決算時）の仕訳

決算によって、当期の法人税等の金額が確定したときは、借方に法人税、住民税及び事業税を計上します。

(法人税、住民税及び事業税) 210 ()

なお、法人税等の金額が確定したわけですから、中間申告・納付時に借方に計上した仮払法人税等（資産）を減らします（貸方に記入します）。

(法人税、住民税及び事業税) 210 (仮払法人税等) 100

資産☹️の減少↓

「未払～」は負債です。

貸借対照表

資 産	負 債
	純資産

また、確定した金額と仮払法人税等の金額の差額は、これから納付しなければならない金額なので、**未払法人税等（負債）**として処理します。

CASE 14 の仕訳

(法人税、住民税及び事業税)	210	(仮払法人税等)	100
		(未払法人税等)	110

負債の増加↑

貸借差額

 未払法人税等を納付したとき（確定申告時）の仕訳

決算において確定した法人税等は、原則として決算日後2か月以内に申告（確定申告といいます）し、納付します。

なお、未払法人税等を納付したときは、**未払法人税等（負債）**を減らします。

したがって、仮に CASE 14 で生じた未払法人税等110円を現金で納付したとすると、このときの仕訳は次のようになります。

(未払法人税等)	110	(現金)	110
----------	-----	------	-----

負債の減少↓

 問題編 

問題9

CASE

15

課税所得の算定方法①

損益計算書

税引前当期純利益	××
法人税、住民税及び事業税	××
当期純利益	××

税引前当期純利益に税率を掛けるんじゃないの？



決算日を迎え、財務諸表を作成しているゴエモン君。

法人税等の金額は、会計上の利益に税率を掛けて計算すればいいと思っていたようですが、どうやら違うようです…。



課税所得とは

法人税等（法人税、住民税及び事業税）は、税法上の利益に税率を掛けて計算します。このときの、「税法上の利益」を課税所得といいます。

$$\text{法人税等} = \text{課税所得} \times \text{税率}$$

会計上の利益は収益から費用を差し引いて計算しますが、課税所得は益金から損金を差し引いて計算します。

$$\text{会計上の利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

$$\text{課税所得（税法上の利益）} = \text{益金} - \text{損金}$$

益金は「税法上の収益」、損金は「税法上の費用」だと思ってください。



課税所得の計算プロセス

会計上の収益・費用と（法人）税法上の益金・損金の範囲はほとんど同じですが、なかには、会計上は費用であっても税法上は損金として認められないものなどがあります。

したがって、会計上の利益と課税所得（税法上の利益）は必ずしも一致するわけではありません。そこで、会計上の利益とは別に、課税所得を計算する必要があります。

ただし、「収益－費用」で会計上の利益を計算して、さらに「益金－損金」で課税所得（税法上の利益）を計算する、というわけではありません。これだと二度手間になるので、いったん算出した会計上の利益（税引前当期純利益）をもとに、これに調整を加えて、課税所得（税法上の利益）を計算します。

会計上の利益から課税所得（税法上の利益）を計算するには、会計上の収益・費用と税法上の益金・損金との違いを調整していきます。

詳しい調整の仕方については、次ページ以降で説明します。

法人税等は、「会計上の利益」ではなく、「課税所得（税法上の利益）」をもとに計算するからです。

たとえば、「会計上は費用を100円として計上した」けど、「税法上は損金は90円しか認められない」という場合だったら、その差額10円を会計上の利益に調整して、税法上の利益を求めます。

CASE

16

課税所得の算定方法②

税引前当期純利益 600円
(会計上の利益)



課税所得 ?円
(税法上の利益)

どんな調整を
するのかニヤ?



? 会計上の利益は600円でしたが、損金不算入額などがありました。会計上の利益に、どのような調整を加えて課税所得を計算するのでしょうか?

取 引

税引前当期純利益(会計上の利益)は600円であった。次の資料にもとづいて、課税所得を計算しなさい。

[資 料]

- (1) 損金不算入額: 40円 (2) 損金算入額: 10円
(3) 益金不算入額: 30円 (4) 益金算入額: 20円

損金(益金)不算入と損金(益金)算入

会計上は費用として計上したが、税法上は損金にならないことを^{そんきんふさんにゆう}損金不算入といいます。反対に、会計上は費用として計上していないが、税法上は損金になることを^{そんきんふさんにゆう}損金算入といいます。

また、会計上は収益として計上したが、税法上は益金にならないことを^{えききんふさんにゆう}益金不算入といいます。反対に、会計上は収益として計上していないが、税法上は益金になることを^{えききんふさんにゆう}益金算入といいます。

損金(益金)不算入と損金(益金)算入

損金不算入	● 会計上：費用として計上 ● 税法上：損金とならない
損金算入	● 会計上：費用として計上していない ● 税法上：損金となる
益金不算入	● 会計上：収益として計上 ● 税法上：益金とならない
益金算入	● 会計上：収益として計上していない ● 税法上：益金となる

猫 主な損金(益金)不算入項目と損金(益金)算入項目

主な損金不算入項目、損金算入項目、益金不算入項目、益金算入項目には次のようなものがあります。

損金(益金)不算入項目と損金(益金)算入項目

損金不算入	● 減価償却費の償却限度超過額 ● 引当金の繰入限度超過額 など
損金算入	● 貸倒損失認定損 など
益金不算入	● 受取配当等の益金不算入額 など
益金算入	● 売上計上漏れ など

猫 課税所得の計算

課税所得(税法上の利益)は、会計上の利益(税引前当期純利益)に、前記の4つのパターンの金額を調整して計算します。

調整の仕方は次のとおりです。

(1) 損金不算入額

損金不算入額は、会計上は費用に計上されているが、税法上は損金とならない額です。

(1) 損金不算入額は…
→ 会計上の利益に**加算**

CASE 16 では(1) 損金不算入額が40円とありますが、

この40円は税引前当期純利益600円を計算する過程で、収益からマイナスされています。しかし、損金不算入であるため、収益からのマイナスを取り消す必要があります。したがって、損金不算入額は税引前当期純利益に**加算**します。

(2) 損金算入額は…

→会計上の利益から
減算

(2) 損金算入額

損金算入額は、会計上は費用に計上していないが、税法上は損金となる額です。したがって、課税所得の計算にあたって、損金算入額は税引前当期純利益から**減算**します。

(3) 益金不算入額は…

→会計上の利益から
減算

(3) 益金不算入額

益金不算入額は、会計上は収益に計上しているが、税法上は益金とならない額です。

CASE 16 では**(3) 益金不算入額**が30円とありますが、この30円は税引前当期純利益600円を計算する過程で、収益としてプラスされています。しかし、益金不算入であるため、収益のプラスを取り消す必要があります。したがって、益金不算入額は税引前当期純利益から**減算**します。

(4) 益金算入額は…

→会計上の利益に**加算**

(4) 益金算入額

益金算入額は、会計上は収益に計上していないが、税法上は益金となる額です。したがって、課税所得の計算にあたって、益金算入額は税引前当期純利益に**加算**します。

以上より、CASE 16 の課税所得は次のようになります。

CASE 16 の課税所得

$$\begin{array}{ccccccc} \cdot & \text{600円} & + & \text{40円} & - & \text{10円} & - & \text{30円} & + & \text{20円} & = & \text{620円} \\ & \text{税引前} & & \text{(1)損金} & & \text{(2)損金} & & \text{(3)益金} & & \text{(4)益金} & & \\ & \text{当期純利益} & & \text{不算入額} & & \text{算入額} & & \text{不算入額} & & \text{算入額} & & \end{array}$$

法人税等の計算

前記のようにして計算した課税所得に、法人税等の税率（じっこうぜいりつ実効税率）を掛けて、法人税、住民税及び事業税の額を計算します。

したがって、たとえば課税所得が620円で法人税等の税率（実効税率）が40%の場合には、法人税等の額は次のようになります。

法人税等の額

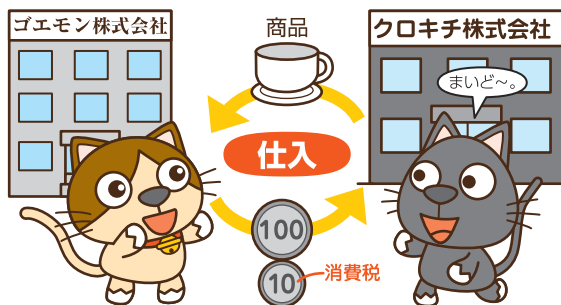
$$\cdot 620\text{円} \times 40\% = 248\text{円}$$

実効税率とは、法人の課税所得に対する実質的な税率（法人税、住民税、事業税の課税所得に対する税率）をいいます。

CASE

17

消費税を支払ったときの仕訳



取引

ゴエモン株はクロキチ株より商品 110 円（税込価額）を仕入れ、代金は現金で支払った。なお、消費税率は 10% である。

❓ 100 円のカップを買ったときに税込価額 110 円を支払うように、モノを買ったときには、消費税も支払っています。

今日、ゴエモン株は税込価額 110 円の商品を仕入れ、代金は現金で支払いました。このときの仕訳について考えてみましょう。



これまでの知識で仕訳をうめると…

(仕 入)	(現 金)	110
● 商品を仕入れた	● 現金☀️で支払った↓	

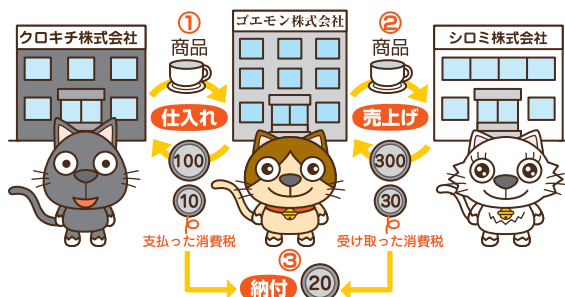
消費税とは

消費税はモノやサービスに対して課される税金で、モノを買った人やサービスを受けた人が負担する（支払う）税金です。

消費税のしくみ

たとえば、ゴエモン株がクロキチ株から商品を仕入れ、税込価額 110 円（うち消費税 10 円）を支払い、この商品をシロミ株に売り上げ、税込価額 330 円（うち消費税 30 円）を受け取ったとします。この場合、ゴエモン株は、受け取った消費税 30 円と支払った消費

税10円の差額20円を税務署に納付することになります。



この流れをイメージしながら、実際の処理をみていきましょう。

消費税を支払ったときの仕訳

商品を仕入れたときは、税抜き仕入価額で仕入(費用)を計上するとともに、支払った消費税額を仮払消費税(資産)として処理します。

この処理方法を税抜方式といいます。

CASE 17 の消費税額と仕入価額

$$\textcircled{1} \text{支払った消費税額} : 110 \text{円} \times \frac{10\%}{100\%+10\%} = \boxed{10 \text{円}}$$

$$\textcircled{2} \text{仕入価額(税抜)} : 110 \text{円} - 10 \text{円} = 100 \text{円}$$

CASE 17 の仕訳

(仕入)	100 (現金)	110
(仮払消費税)	10	

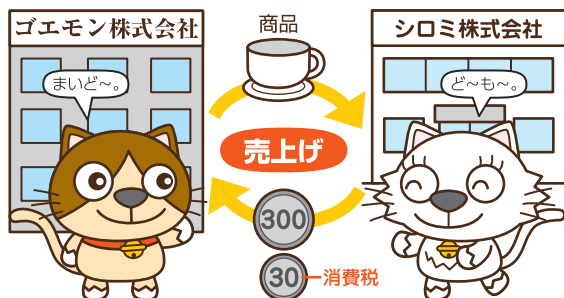
資産☀の増加↑

税抜価額

CASE

18

消費税を受け取ったときの仕訳



取引

商品330円（税込価額）を売り上げ、代金は現金で受け取った。なお、消費税率は10%である。

🐱 今度は消費税を受け取ったときの仕訳を考えてみましょう。

今日、ゴエモン(株)は税込価額330円の商品をシロミ(株)に売り上げ、代金は現金で受け取りました。



これまでの知識で仕訳をうめると…

(現金) 330 (売上)

● 現金で受け取った ● 商品を売り上げた

🐱 消費税を受け取ったときの仕訳

商品を売り上げたときは、税抜きの売上価額で売上(収益)を計上するとともに、受け取った消費税額を仮受消費税(負債)として処理します。

CASE 18 の消費税額と売上価額

$$① \text{受け取った消費税額} : 330 \text{円} \times \frac{10\%}{100\%+10\%} = 30 \text{円}$$

$$② \text{売上価額 (税抜)} : 330 \text{円} - 30 \text{円} = 300 \text{円}$$

CASE 18 の仕訳

税抜価額

(現金)	330	(売上)	300
		(仮受消費税)	30

負債の増加↑

CASE

19

消費 税 の 決 算 時 の 仕 訳

仮払消費税

10

仮受消費税

30



相殺すると差額20円だニヤ。



今日は決算日。

どうやら決算において、
仮払消費税と仮受消費税
は相殺するようです。

そこで、ゴエモン(株)は仮払
消費税10円と仮受消費税
30円を相殺することにした。

取 引

決算につき、仮払消費税10円と仮受消費税30円を相殺し、納付額を確定する。

支払った消費税の
が多かったら還付
(税金が戻ること)さ
れます。

仕訳をうめていって、
貸借どちらに差額が
生じるかで判断しま
しょう。



消費 税 の 決 算 時 の 仕 訳

会社は支払った消費税(仮払消費税)と受け取った
消費税(仮受消費税)の差額を税務署に納付します。
そこで、決算において仮払消費税(資産)と仮受消費
税(負債)を相殺します。なお、貸借差額は**未払消費
税(負債)**または**未収還付消費税(資産)**として処理
します。

CASE 19 の仕訳

(仮 受 消 費 税)	30	(仮 払 消 費 税)	10
		(未 払 消 費 税)	20

負債の増加↑

貸借差額

貸借差額が貸方に生じま
す。したがって、負債の
勘定科目(未払消費税)
を記入します。

消費税を納付したときの仕訳

消費税の確定申告をして、納付したとき（未払消費税を支払ったとき）は、**未払消費税（負債）の減少**として処理します。

したがって、**CASE 19** の未払消費税20円を現金で納付したときの仕訳は次のようになります。

（未払消費税）	20	（現金）	20
---------	----	------	----

負債  の減少 ↓

 問題編 

問題11

法人税等のまとめ 《一連の流れ》

CASE 13

中間申告
・納付時

(仮払法人税等)	100	(当座預金など)	100
----------	-----	----------	-----

CASE 14

決算時

(法人税、住民税及び事業税)	210	(仮払法人税等)	100
		(未払法人税等)	110

CASE 14

確定申告
・納付時

(未払法人税等)	110	(現金など)	110
----------	-----	--------	-----

課税所得の算定方法のまとめ

CASE 16

- ・ 損金不算入額→税引前当期純利益に**加算**する
- ・ 損金算入額→税引前当期純利益から**減算**する
- ・ 益金不算入額→税引前当期純利益から**減算**する
- ・ 益金算入額→税引前当期純利益に**加算**する

消費税のまとめ 《一連の流れ》

CASE 17

支払時

・支払った消費税額は**仮払消費税（資産）**で処理

（仕入）	100	（現金など）	110
（仮払消費税）	10		

CASE 18

受取時

・受け取った消費税額は**仮受消費税（負債）**で処理

（現金など）	330	（売上）	300
		（仮受消費税）	30

CASE 19

決算時

・仮払消費税と仮受消費税を相殺し、差額は**未払消費税（負債）**または**未収還付消費税（資産）**で処理

（仮受消費税）	30	（仮払消費税）	10
		（未払消費税）	20

CASE 19

納付時
（還付時）

・未払消費税（負債）または未収還付消費税（資産）の減少として処理

（未払消費税）	20	（現金など）	20
---------	----	--------	----



この章で新たにできた勘定科目

資 産	負 債	費 用	収 益	そ の 他
仮払法人税等 仮払消費税 未収還付消費税	未払法人税等 仮受消費税 未払消費税	法人税、住民税及び事業税 （法人税等）	—	—
	純資産			
	—			